

大好評につき早くも第2版！毎回、キャンセル待ちのセミナーをついにDVD化

えっ、これだけで！？賃金コンサルタントによる  
収入を減らさず人件費を抑える魔法のような話

# 60歳以上の給与の決め方DVD

平成25年4月改正 高年齢者雇用安定法に完全対応！

御社では、60歳以降の従業員の給与について学ばれたことがありますか？  
給与を払うことが本人の収入を確保することだと勘違いしていませんか？

このセミナーで学ばれた経営者が開口一番、「まさか、そんなことが・・・」と口を揃えられます。

このDVDでご紹介するノウハウは、“知らないこと”にリスクがあるものばかりです。

今年4月に改正される高年齢雇用安定法により、企業は65歳までの雇用を完全に義務付けられることになりました。日本の労働行政は、年金行政と相乗しながら雇用延長施策を打ち続けています。多くの中小企業では「継続雇用制度」を導入しておりますが、継続雇用制度により、考えなければならなくなったのが「60歳からの賃金」です。これには、多くの会社が頭を悩ませておられます。賃金を定年時の10%や15%カットのような賃金の決め方は会社も本人も損をします。60歳を過ぎた社員の賃金は厚生年金の受給、雇用保険の受給が複雑にからみあいます。

特に平成25年4月以降より、男性の老齢厚生年金が61歳～64歳（生年月日により異なります）以降第からしか支給されない世代が登場します。例えば、昭和28年4月2日以降生まれの男性が60歳を迎える平成25年4月以降は、年金が支給されず61歳まで無年金となります。今後は、これを前提にした給与設計が急務となります。そもそも、年金に関しては、複雑です。「60歳の従業員が年金資料を会社に持ってきたが、見方がさっぱり分からない」「年金がカットされないようにするには、どうしたら良いですか？」、「どうやったら、会社も本人も一番、得なの？」など、顧問先様をはじめ、多くの企業様から問い合わせが非常に増えました。多くの企業が、その対応に本当に苦慮しています。

そこで会社も本人も損をしないための

秘密兵器「●●賃金」を提唱いたします。

実は、これは銀行員時代、年金相談業務を各支店で連日、1日約8人のお客様に行っていたときの経験をベースにして構築されているものです。

これは、実践に裏付けられた内容であり、必ず、満足いただけるものと確信しております。

また、定年延長すると、就業規則の変更が必要になります。就業規則の変更は勿論しなければなりません、その際に、新たに「●●規定」の作成をすべきです。

大企業のものまねの規定ではない「●●規定」の紹介により、正社員とは異なった柔軟な給与設計をご提案いたします。



## 私が分かりやすく解説しています！

地方銀行に就職し年金相談業務などを経て平成14年に社会保険労務士事務所を開業しました。開業後、滋賀県内外約200社の企業を指導し、その中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると好評いただいております。「60歳以上の給与の決め方」は実務的に様々な諸要件を確認しながら、さらに設計後の収入シミュレーション、人件費シミュレーションを行なう必要があります。それでも、今回ご案内させて頂きます方法はやる価値がある方法であると自負しております。ぜひ、このDVDで給与設定の勘所を押さえてください。



糀谷社会保険労務士事務所 代表

糀谷 博和

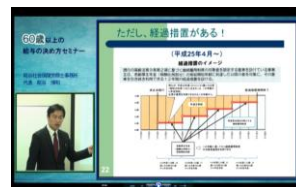
## 収録されている内容を一部紹介すると・・・

1. 徹底分析！60歳以降の給与と年金との関係性
2. 徹底分析！60歳から支給される高年齢雇用継続給付のかしこいもらい方
3. 「がんばった従業員」にきっちりと報いる継続雇用制度を作ろう
4. お荷物従業員に対する対策
5. 60歳以降の従業員の賃金決定時の裏技 等々



【資料】すぐに自社で活かして頂ける資料をお届けします。

- ・レジメ(50ページ相当)
- ・オリジナル嘱託就業規則
- ・オリジナル雇用契約書(雛形)
- ・オリジナル労使協定書(雛形)
- ・継続雇用に関する仮希望聴取書
- ・小冊子「60歳以上の給料はこうやって決めよう」



資料を映像画面に盛り込んだ最新の映像技術で制作しました。

### 6月末までの期間限定特典

- ✓ メール講座「儲けるための人事労務講座」を無料配信
- ✓ 個別相談料 初回無料(通常:1回 30,000円)



ご購入は、以下をご記入後、FAXにてご返送ください。

貴社名		氏名	(姓)	(名)
ご住所	〒□□□□-□□□□			
電話		FAX		
価格	21,000 円 (税込) ※期間限定特典付き			

《お気軽にお問合せください》

糞谷社会保険労務士事務所

〒520-2353 滋賀県野洲市久野部138-7 TEL:077-518-1960

24時間受付FAX⇒ 077-586-7481